

**農地を未来へつなぐため、  
今こそ始めようほ場整備を！**

淡路版  
R4.3

**荒れてしまう、その前に預けて安心！  
管理しやすい農地へ！**



# 地域農業を守る ほ場整備事業



## 目次

1. 農地を未来につなげていくためには、ほ場整備が必要です ..... 1
2. ほ場整備では、こんな工事をします ..... 3
3. ほ場整備には、こんな効果があります ..... 6
4. ほ場整備着手までの基本的な流れ ..... 9
5. ほ場整備の実施地区からの声 ..... 11
6. 主な事業制度の紹介 ..... 14
7. ほ場整備でよくある質問 ..... 18

いつでもお気軽にご連絡ください!(裏表紙参照)

# 1 農地を未来につなげていくためには、 ほ場整備が必要です

## (1) 農作業や管理が大変なままで、いつまで農業を続けられるでしょうか



不整形で小さな湿田



進入路がなく田越しで進入

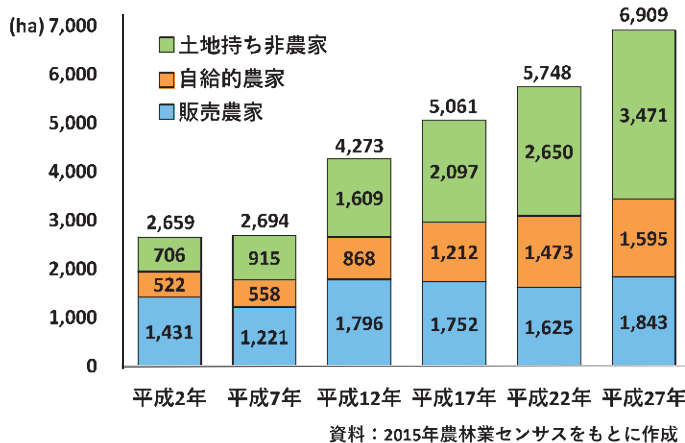


漏水が多く、用排兼用の水路

## (2) 耕作放棄地は、どんどん増加しています

- 県内の耕作放棄地は、平成22年から27年の5年間で約1,160haも増加
- 農地を担い手に預けず（預けられず）離農する「土地持ち非農家」の放棄が増大

### ● 兵庫県内の耕作放棄地面積の推移



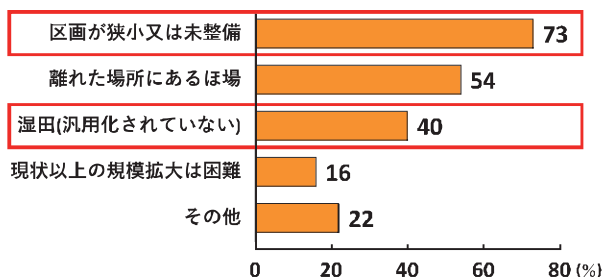
放棄された農地  
病虫害や野生鳥獣被害、災害発生の原因となる

## (3) あなたの農地や地域の農業をどうやって守りますか

農地や農業をだれがどのように守っていくのか、まずは集落内で話し合しましょう。5年後、10年後、さらに将来を考えた時、①自ら耕作を続ける、②集落で組織営農を行う、③担い手農家に預けるなど、いずれの場合でも、農道や用排水路を整備し、農作業の効率化を進めていくことが大切です。

## (4) 集落営農を行うにも担い手農家に預けるにも、未整備のままでは難しいです

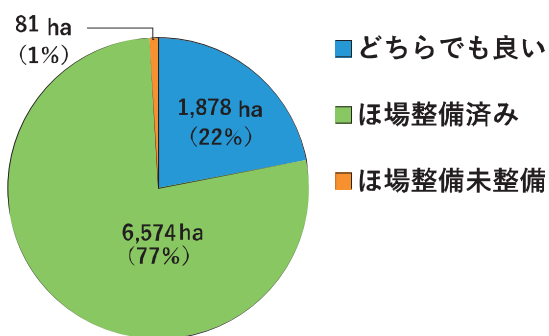
### ● 担い手農家が耕作の依頼を断った理由



担い手の多くは、効率的な農業を行う必要があることから、ほ場整備した条件の良い農地の借り受けを希望しています。

そのため、農地が未整備のままでは、担い手に預けることが難しくなってきます。

●兵庫県農地中間管理機構への農地の  
借り受け希望8,533haの内訳（R3）



資料：兵庫県農地中間管理機構への借受希望申込をもとに作成

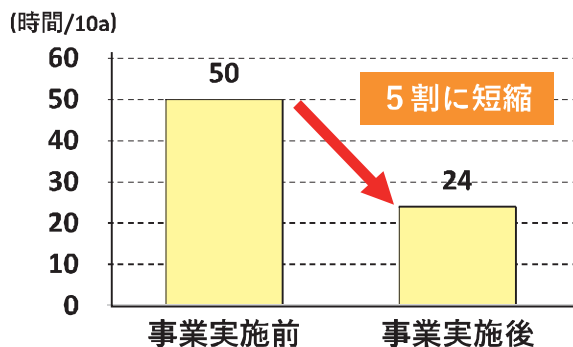
淡路の大規模担い手A氏のコメント

我々担い手が、地域の農地を預かり守っていく上で一番大事なことは、農業経営を将来にわたり継続させていくことにある。  
未整備農地は営農上効率が悪いので、用排分離、暗渠排水等、野菜作に適した整備を進めてもらいたい。

(5) ほ場整備で農作業を楽にして、農地を未来につなげていきましょう！

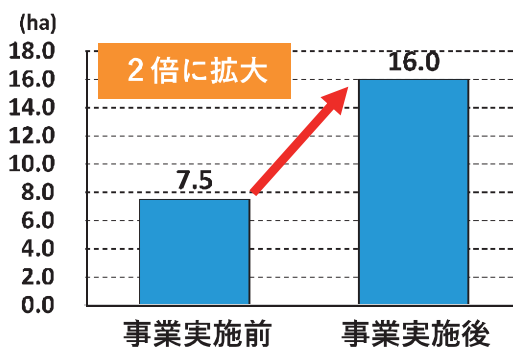
整備が進めば、農作業時間を半分程度に短縮できます。また、集落営農を行いやすく、担い手は経営規模を拡大しやすくなります。

●ほ場整備による稲作労働時間の推移



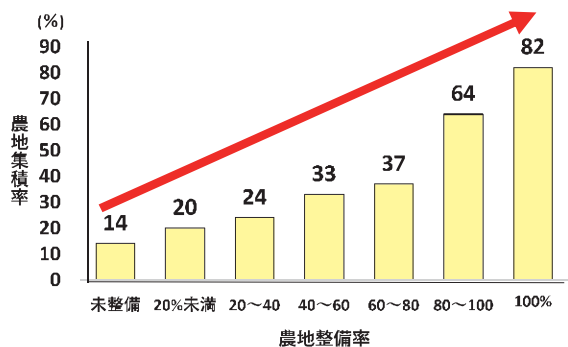
資料：農林水産省農村振興局調べ

●ほ場整備による担い手の経営規模の推移



注) 平成15～17年度にほ場整備事業を完了した全国457地区の間取り調査による実績。  
事業実施前とは、地区毎の事業着工年度の前年度を指す。  
事業実施後とは、地区毎の事業完了年度の翌年度を指す。

●農地整備率と担い手への農地集積率（2010年）



整備をしているほど、担い手に任せやすくなるんだな。



担い手に全部預けるのではなく、家族や孫たちの食べる分は、自分たちで作ってもいいのね。



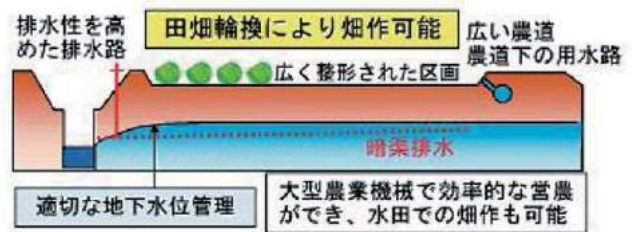
資料：農林水産省統計部「作物統計」、農林水産省農村振興局「農業基盤整備基礎調査」

## 2 ほ場整備では、こんな工事をします

### (1) ほ場

小区画・不整形田から大区画・整形田に整備し、計画的に農道、用水路、排水路を配置します。また、排水性が悪い水田には地下水位を下げるために暗渠排水を施工します。

南あわじ市などの野菜作りに適した地域では、20a 区画（40×50m）に整備することもできます。



### (2) 農道

道幅が狭く危険な農道、あるいは農道に接しておらず田越しでないと進入できない状況から、大型機械の通行やすれ違いが可能な農道を整備します。



#### ● 農業機械作業に係る死亡事故の原因別件数（全国）

機械の転落・転倒	57 件
ほ場等	32 件
道路から	25 件

資料：令和元年に発生した農作業死亡事故の概要（農林水産省）

整備をして、道路が広くなれば、安心して農作業できるね。



### (3) 用水路・排水路

用水・排水兼用の水路から、用水路と排水路に分離して整備します。水路の形状は、地域の水利状況や管理面（泥さらいや草刈りの労力）等を考慮し、一般的に農道下に埋設するパイプライン（管水路）やコンクリート製の開水路に整備します。また、整備済みの開水路からパイプライン化への再整備も可能です。



用排水兼用の土水路



用水(水田利用)



用水(畑地利用)

水稲用の大口径バルブと畑作用の小口径バルブを備えた給水口を設置



田面より1 m程度低い位置に排水路を設置

以前の開水路だと取水が順番制だったけど、パイプライン化のおかげで自分の都合にあわせて取水ができるようになったよ。  
送水途中のロスもなくなり、節水にもなるな。



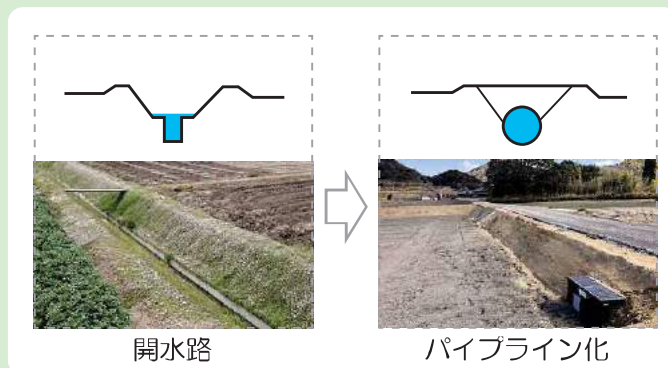
排水路を下げて設置したおかげで田んぼが乾き、機械作業がしやすくなったぞ。

### 排水路のパイプライン化の取組紹介

用水路だけではなく、排水路をパイプライン化し、泥さらいや草刈りの労力を大幅に減らすこともできます。

注) 地区の排水状況等により実施できない場合もあります

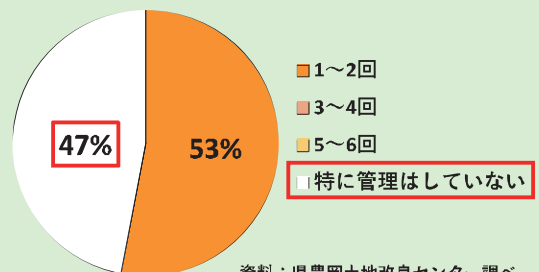
#### 排水路のパイプライン化のイメージ



開水路

パイプライン化

#### ● パイプライン化した排水路の年間の管理作業（整備後10年以上経過地区）



資料：県豊岡土地改良センター調べ

排水路の泥上げや周りの草刈りをしなくていいなんて、すごく楽になるわ。

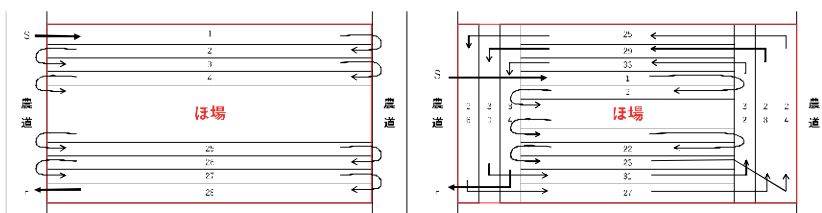


## (4) 淡路地域に取り入れた整備

### 1) 農道ターン方式

農道とほ場との高低差を 15cm とし、路肩部は小型コンクリート壁により補強して農道上で農作業機械が旋回できるようにする方式です。この農道ターン方式により、①水稲作では、トラクターでの作業が効率的に行え、②野菜作では、農道に直交して畝を築立でき、収穫運搬台車を農道際まで寄せて野菜を積み卸しできるなど、作業効率が大幅に向上します。

- 農道ターン方式（左図）と従来のほ場ターン方式（右図）でのトラクターの作業例  
→農道ターン方式によりターン時間が73%に削減



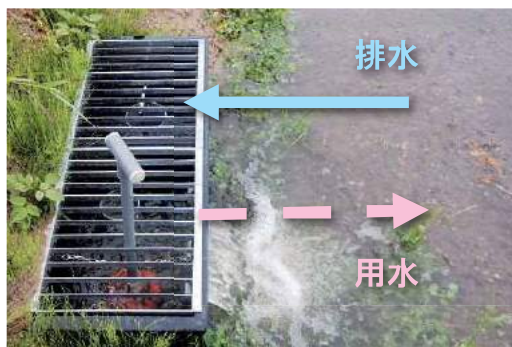
資料：農業・食品産業技術総合研究機構調べ



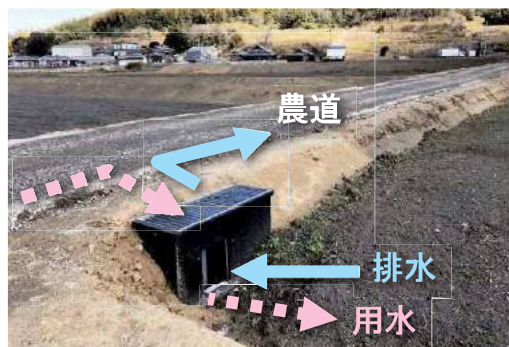
農道ターンの状況

### 2) 自然圧パイプラインシステム

用水路をパイプライン化し、ポンプを使わずにわずかな高低差（自然圧）で給水を可能にするシステムです。また、排水路のパイプライン化と併せ行くと、農道上から用水と排水の一体的管理が可能になります。



用水と排水機能が一体になった樹（1箇所です用水・排水管理が可能）



用水路と排水路のパイプライン化により水管理作業を大幅に低減

## 環境保全の取組紹介

作業効率を求めるだけでなく、景観や生態系に配慮した整備に取り組みます。



湧水を利用した公園の整備



湧水公園から自然観察公園に続く水路に「深み」を設けた環境水路

工事前に生物調査をして、必要なところには環境保全対策をするんだね。  
我が集落のメダカも守ることが出来るんだ。

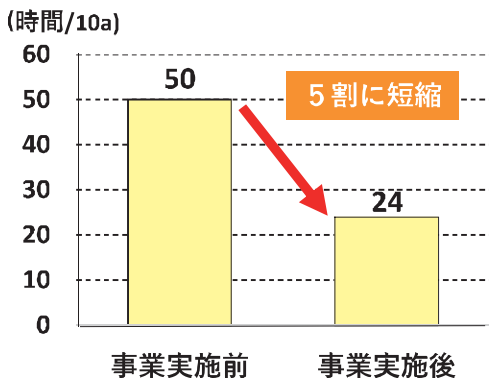


# 3 ほ場整備には、こんな効果があります

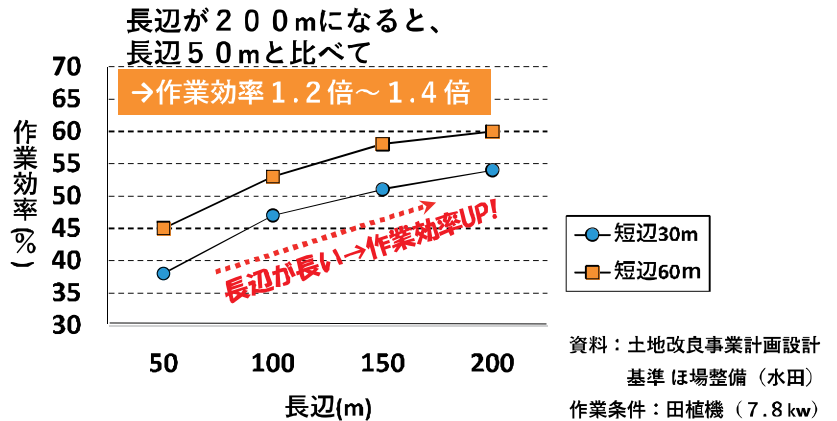
## (1) 労働時間が短縮されます

①用水路整備による水管理の省力化や、②区画拡大による作業効率の向上、③農道整備や排水路整備（乾田化）により農業機械を大型化できることで、稲作労働時間が半分程度に短縮されます。また、区画を大きくするほど、作業効率は向上します。

### ● 稲作労働時間の推移



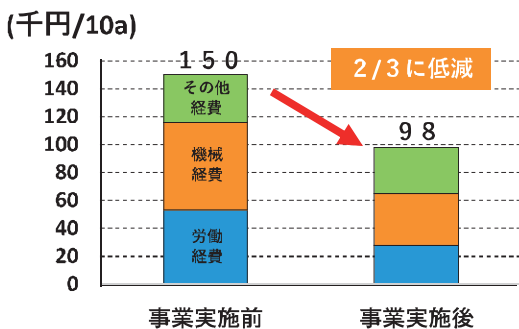
### ● 区画規模と作業効率の関係（田植作業）



## (2) 生産コストの低減につながります

労働時間の短縮や機械の共同利用等により労働経費や機械経費を削減し、米の生産費を低減することが可能です。

### ● 米の生産費の推移



米価が下がる中、できるだけ区画を大きくして生産費を下げることで、利益を確保しやすくなるな。  
ほ場整備後の将来的な機械体系を考えると、区画を大きくしておかないとな。



左上と左の資料：農林水産省農村振興局調べ

注) 平成15～17年度にほ場整備事業を完成した全国457地区の聞き取り調査による実施。

事業実施前とは、地区毎の事業着工年度の前年度を指す。

事業実施後とは、地区毎の事業完了年度の翌年度を指す。

労働経費とは、直接労働及び間接労働に要した水稻1作分の時間に、労働時間当たり労賃単価を乗じたもの。

機械経費とは、統計部「米及び小麦の生産費」の費目分類にある農機具とみなせる水稻1作分の経費。

その他経費とは、統計部「米及び小麦の生産費」の費目分類で農機具費、労働費、資本利子及び地代を除いた費用の水稻1作分の経費。

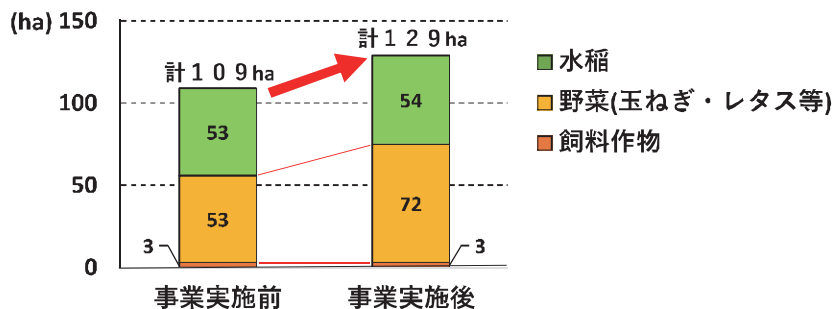
### (3) 耕作面積の拡大等に取り組みやすくなります

労働時間が短縮された分、所得向上に向けて①耕作面積の拡大や、②新規作物の導入、③6次産業化等に取り組みやすくなります。

南あわじ市新田地区の事例では、ほ場整備後、野菜生産面積が1.4倍にまで拡大するなど、農業生産が拡大しました。



#### ●ほ場整備実施前後における生産面積の推移（新田地区）



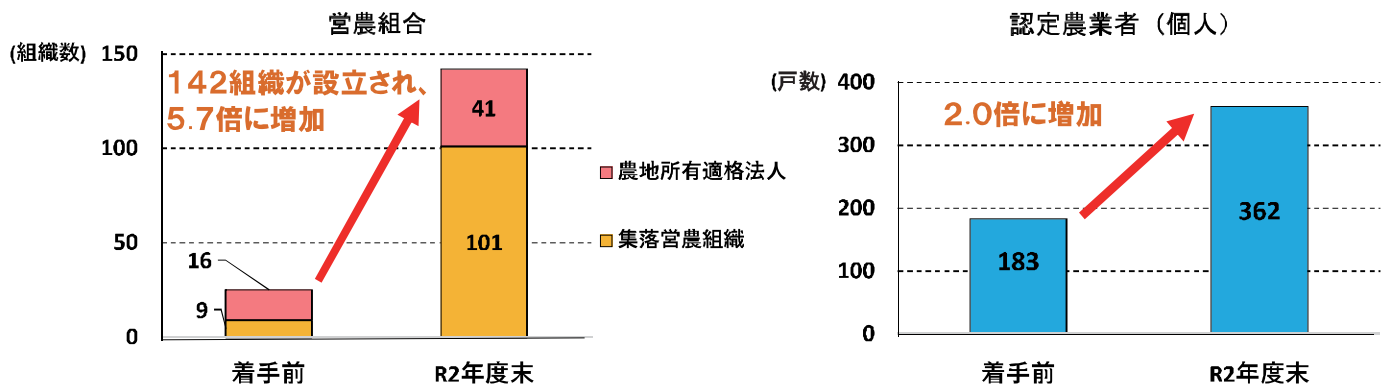
所得向上をめざして野菜作を増やしてみよう。



### (4) 担い手が育っています

ほ場整備の実施により地域で活発な話し合いが行われ、集落営農組織が設立されたり、認定農業者が増えたり、地域の担い手が着実に育っています。

#### ●ほ場整備事業着手前と現在の担い手育成状況（兵庫県）

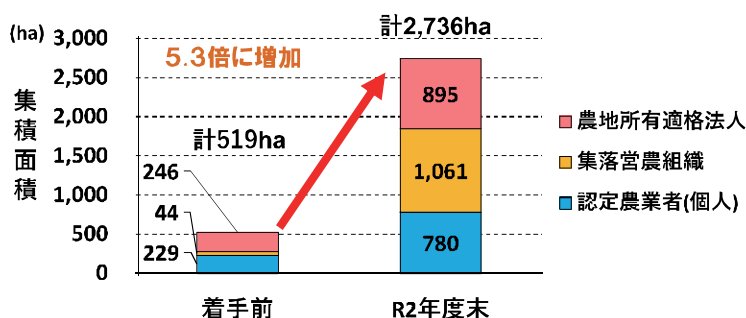


資料：平成5年～令和2年度採択までの92地区(5,203ha)を対象に県農地整備課調べ

### (5) 農地集積が進みます

担い手育成等により、担い手への農地集積面積が大幅に増加しています。

#### ●担い手への農地集積状況の推移（兵庫県）



ほとんどの地域で、最初から担い手がいるわけじゃないんだな。ほ場整備を契機に営農組合を立ち上げているんだな。



ほ場整備によって、①農作業時間の短縮、②生産費の低減、③農地の有効利用、④担い手の育成、⑤担い手への農地集積が一体的に進むんだね。



資料：平成5年～令和2年度採択までの92地区(5,203ha)を対象に県農地整備課調べ



## (6) 計画的な土地利用が可能になります

土地の境界や権利関係を明確にするとともに、ほ場整備の換地手法により点在する複数の所有農地をまとめることができます。また、道路や河川、農家住宅等の用地（非農用地）を計画的に配置することができます。



親父から農地を引き継いだけど、点在しているし、境界はわからないし、農地の真ん中じゃ家も建てられないよ。



ほ場整備に併せて道路や河川、公園の整備も進み、住みやすくなったわ。道路横に子供の住宅用地を確保できて良かったわ。

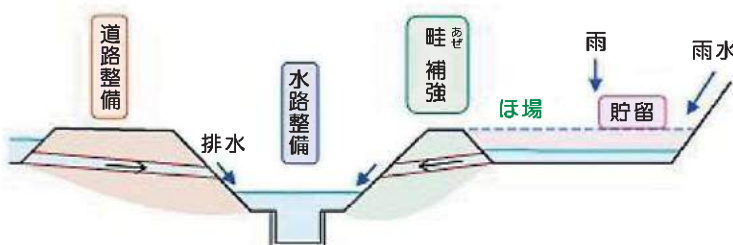


**換地でできること:** 複数の分散した所有農地を集団化してまとめるほか、農家住宅や分家住宅用地（非農用地）に換地すること（異種目換地）や、金銭で精算して農地を所有しないこと（不換地）、道路・水路・河川・営農施設・公園用地等を生み出すこと（創設換地）などが可能。ただし、各種法令に基づき建築等が可能なものに限る。

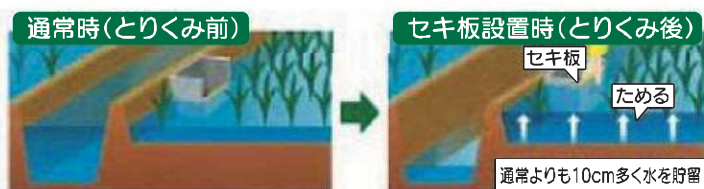
## (7) 洪水抑制など防災機能が向上します

用水路と排水路の分離、法勾配の改善（緩傾斜化）、畦畔の補強などが図られ、大雨時の畦畔の崩壊等の災害が起こりにくくなります。また、ほ場に降った雨を一時的に貯留する「田んぼダム」に取り組むことにより、その効果は一層高まるとともに、下流への洪水を弱めることもできます。

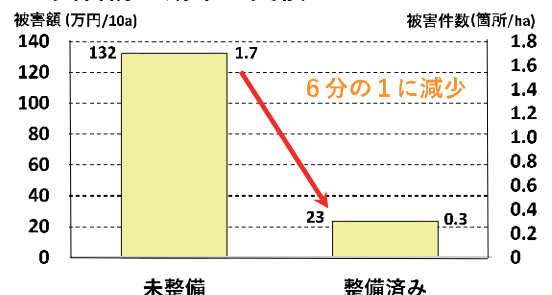
災害に強いほ場整備のイメージ図



田んぼダムの取り組みのイメージ図



● 災害防止効果の実績



資料：平成16年台風23号時の淡路地域での実績を県農地整備課調べ

## 4 ほ場整備着手までの基本的な流れ

注) ここに示す流れは標準的なものであり、短縮することも可能です。

ほ場整備着手5年前	ほ場整備着手4年前	ほ場整備着手3年前
まず、話し合い	現状把握・計画づくり・合意形成の促進	
①地域の農業や農地を将来どうするか集落単位で話し合い ②農業振興施策（ほ場整備等）に係る勉強会を実施 ③ほ場整備実施地区の視察等を実施 ④ほ場整備を進める方針を集落で決定 ⑤市へ相談・要望 ⑥次年度に行う地形図作成業務の準備（市の予算化）※	①現況地形図の作成（市が主体となり、ほ場整備を行う基礎となる地形図を作成） ②今後の営農計画について話し合いや勉強会を実施（営農計画→整備計画の順で計画を策定） 話し合った結果を基に『人・農地プラン』を策定 農地中間管理事業の活用（全域、一部）を検討 ③次年度に行う農用地等の集団化及び調査計画の作成業務の準備（市の予算化）※	①農用地等の集団化計画の作成（事業予定区域内の土地の権利関係調査や農地の集団化調整、営農構想の作成等） ②ほ場整備の調査及び計画の作成（水利や土壌の調査、区画や用水量の計画、図面作成等） ③上記①②と併せ、営農計画や整備内容等について合意形成 ④次年度に継続実施する上記①②業務の準備（市の予算化）※

※補助事業を活用する場合は、市から県への申請が必要

### ● ほ場整備着手前の調査計画等に係る国及び県の補助事業

事業名	事業内容	事業主体	補助率
団体営地形図作成事業	地形図(1/1000)の作成	市等	※ 100%(55%)
農用地等集団化事業	土地の権利関係の調査等	市等	※ 100%(64%)
ほ場整備調査計画事業	事業化に必要な調査・計画等	市等	※ 100%(64%)

※R7 までは全額 100% 補助（地元負担なし）

R8 以降は国と県の補助率が（ ）の値に低減

ほ場整備の実施にあたっては、地域の土地利用計画や営農計画、地元負担金などについて関係者（地権者や小規模農家、担い手等）が十分に話し合い、みんなの合意を得ていくことが必要不可欠であり、通常、着手までに数年かけて段階的に進めていきます。

ほ場整備着手2年前	ほ場整備着手1年前	着手年度
計画のとりまとめ	事業計画の審査・採択申請	いよいよ事業着手
①引き続き、農用地等集団化計画や調査計画を作成し、計画をとりまとめ  ②営農計画や集積計画について合意した最終結果を基に、『人・農地プラン』を見直し  ③『農地中間管理事業』の活用 の合意形成  ④上記①～③を12月までにおおむね完了し、県と事業内容確認（必要に応じて計画を適宜修正）	①県の事業評価 ※総事業費10億円以上の地区は外部委員審査  ②国と事業内容協議（必要に応じて適宜修正）  ③上記①②において、着手妥当となれば、国へ採択申請（11月）  ④土地改良法の手続き開始  ⑤既存の土地改良区がない場合、土地改良区の設立 開始  ⑥事業化に向けた予算要求（国、県、市）及び地元負担金の準備	①土地改良法の手続き完了  ②既存の土地改良区がない場合、土地改良区を設立  ③工事の詳細設計を実施（1年目）  ④詳細設計後、工事に着手

● ほ場整備事業に係る地元負担金の目安

事業費は、地域の地形勾配や区画、水路延長、取水方法等によって大きく増減しますが、下表の①と②を掛けた金額③が10a当たりの負担金の目安となります。

なお、県営事業の場合、農地集積による地元負担の軽減策に取り組むことで、負担金を大幅に減らし、ほぼゼロに近づけることが可能です。また農地中間管理機構関連農地整備事業では農地所有者・耕作者の負担なしで実施できます。

① 事業費			② 地元負担率 注)			③ 負担金
一般地域※	概ね	×	県営事業での負担率	12.5%	=	概ね 44 万円/10a
10a 当たり事業費	350 万円		市営事業での "	15%		概ね 53 万円/10a
中山間地域※	概ね	×	県営事業での負担率	7.5%	=	概ね 30 万円/10a
10a 当たり事業費	400 万円		市営事業での "	10%		概ね 40 万円/10a

注) 換地に伴う清算金や土地改良区の賦課金は別途必要です。

※一般地域とは南あわじ市旧三原町の一部の地域、中山間地域とは一般地域以外の地域

## 5 ほ場整備の実施地区からの声

### 完了後 10 年程度経過した地区

やまだ

#### ① 山田地区（淡路市山田）**中山間地域**

事業期間：平成16年度～22年度 受益面積：35ha 参加農家数：78戸



脇田 泰尋 氏  
山田土地改良区  
元理事長

当地区は、豪雨による川の氾濫や農地災害の多い地域で、集落道路も狭いなど多くの課題を抱えていました。これらの問題を一体的に打開するためには、ほ場整備事業が最適だと判断し、事業の実施を決めました。

地域の担い手としては、一集落一農場形式で営農組合を設立し、現在は法人化しています。営農組合設立当時は、事業採択の要件だったので、しぶしぶ設立しましたが、今となっては、機械の過剰投資がなくなるなど損をしない営農形態への転換や、土地所有者も抵抗なく組合に土地を預けてくれるなど本当に良かったと思っています。

中山間地域なので平坦地よりも工事費が高く、負担金も大きかったですが、促進費をうまく活用したことで負担軽減の助けとなりました。

事業が完了して感じるのには、苦労が多かった分だけ、そのかいは十分にあったことです。ほ場や道路の整備が実現した上に、活性化施設やライスセンターの建設、農業公園の整備も行い、農業だけでなく地域全体の活性化につながりました。

100年に1度の大改革を行った結果、子孫へとつながる集落づくりができたと誇らしく思います。



写真：整備されたライスセンター

いちにし

#### ② 市西地区（南あわじ市 市ほか）

事業期間：平成16年度～25年度 受益面積：82ha 参加農家数：230戸



天羽 龍文 氏  
元市西土地改良区  
理事長

当地区は、レタス、たまねぎ、キャベツ等露地野菜と水稻を組み合わせた三毛作農業で発展してきましたが、作物価格の低迷、農業従事者の高齢化・後継者不足等多くの課題を抱えていました。ほ場整備の実施により、狭小不整形の農地、幅員の狭い農道を解消することができ、優良農地の確保や生産コストの低減が図れ、効率的かつ安定的な農業経営を実現することが出来ました。併せて、換地手法を活用して市道3路線の用地を創出し、早期に整備、拡幅されたことにより地域交通の利便性と安全性が大幅に向上し、地域の活性化を実感することが出来ました。

ほ場整備内容については、①野菜作に適した20a区画(40×50m)の整備、②荷傷みを軽減するアスファルト舗装や農道に乗り入れてターンできる農道整備、③田主の統廃合により効率的な用水管理体制の確立、④維持管理の省力化を図る水路のパイプライン化、⑤湧水を利用したビオトープや親水水路の整備など環境に配慮した整備などに取り組みました。

これからも私達の地域の農地、  
農業が継承され発展していくことを願って！！



写真：パイプラインからの散水

## 実施中の地区

### ③ <sup>こくが</sup>国衙地区（南あわじ市神代国衙ほか）

事業期間：平成25年度～令和4年度 受益面積：72ha 参加農家数：150戸



藤原 基延 氏  
国衙土地改良区  
理事長

ほ場整備の実施は、地域の長老が『若手大集合！』と声を掛けた事に始まりました。過去、ほ場整備の話は何度もありましたが、農地の高度利用のため一時収入がなくなる、6水系の水利調整が困難などから事業実施に至りませんでした。

世代交代が進み機械化に対応できないこと、農家の2種兼業化、高齢化など、将来の不安がほ場整備の実施に結びついていきました。

特に南あわじ方式（①20a区画（40×50m）の整備、②農道に乗り入れてターンできる農道整備、③用水路のパイプライン化）と言われるほ場整備計画が確立され、非常に使いやすい、農家の意向に沿ったほ場が整備され、集落内の道路拡幅や排水対策も併せて整備され集落環境も改善されるようになりました。

水利統合や各農家の理解により80%近い農地集団化もでき近代的な『ほ場』に生



まれ変わりました。離農農家もありますが「人・農地プラン」に基づく農地集積も進み、今後ともこの地域が野菜の主産地として維持することを期待しています。

写真左：整備前、写真右：整備後

### ④ <sup>いくたおおつぼ</sup>生田大坪地区（淡路市生田大坪ほか） **中山間地域**

事業期間：平成27年度～令和5年度 受益面積：26ha 参加農家数：44戸



岡田 昭男 氏  
生田大坪土地改良区  
理事長

ほ場整備のきっかけは、地域の長老が近隣のほ場整備済地区の地域活性化に衝撃を受け、整備の必要性を痛感したことです。事業の推進は、生田大坪に帰ってきた若者が行っています。

事業の合意形成は、計画づくりまでに1年間の時間をかけて行いました。しかし、中には「整備しなくてもいい」、「孫に借金を残したくない」などの反対意見も出ましたが、過疎化や耕作放棄地など地域の問題の改善を訴え説得したところ、親子喧嘩してでも、整備に賛成してくれる地権者もいました。

整備計画の話し合いをきっかけに集落営農組織を平成24年に設立し、農業機械の経済的負担をなくすなど、効率的かつ発展的な農業経営が可能となりました。地域の農地ほぼすべてを営農組合に集積することが出来ました。平成26年には、整備工事開始と共に株式会社大坪営農を設立。そして令和2年2月から観光農園と農産物の直売所「大坪だんだんファーム」をオープンしました。

**地域みんなで取り組む「攻めの農業」で、販路拡大！**



写真：令和2年2月にオープンした「大坪だんだんファーム」

## ⑤ 都志大宮地区（洲本市五色町都志大宮） 中山間地域

事業期間：平成29年度～令和6年度 受益面積：20ha 参加農家数：42戸



川端 一司 氏  
大宮土地改良区  
理事長

### 『継往開来』～先人の事業を受けつぎ未来を開く～

先人が25年前、近所のゴルフ場開発をきっかけに地域の防災面に不安を感じ、地域全体でほ場整備を行い災害に強い地域にしようと呼びかけたが、全員合意に至らず断念!! (8～9割の合意があったが、集落一致団結が原則のため、事業実施を見送りました。)

その後、5年毎に話し合いを進めていき、高齢化や後継者不足が進み、平成28年、機械の共同利用を目的に任意の営農組合を設立、全員参加のほ場整備が実現しました。

担い手は、令和2年に法人化した農事組合法人大宮営農組合とふたりの認定農業者が連携しながら務めて、農地中間管理事業を活用し農地の集積・集約化を目指す予定です。



写真：排水路敷がパイプライン化された農道

ほ場整備を実施して、大型車両や緊急車両が入れなかった道路が広い農道に生まれ変わり、排水路は農道下へのパイプライン化(4ページ参照)により、草刈り等の維持管理が省力化されました。

地域の安全・安心を確保することが出来つつあります。

後継者確保が今後の課題となりますが、将来的には、農事組合法人大宮営農組合でも機械の大型化を図り、たまねぎ・ピーマン等多角経営により持続可能な農業経営を目指したいと思っています。

## ⑥ 相原地区（洲本市五色町鮎原下ほか） 中山間地域

事業期間：令和2年度～令和10年度 受益面積：24ha 参加農家数：65戸



下森 啓司 氏  
相原土地改良区  
理事長

ほ場整備のきっかけは、近年米価価格の低迷により農家所得が減少するなか、地域農業として生き残るには付加価値のある作物作りとコスト削減が必要不可欠な時代がやってくると考え、「鮎原下の5年10年後を考える会」を発足しました。

しかしながら、ほ場の狭小、進入の不便さ、用排水の未整備等々により作業効率が悪く、又災害被害も頻繁に起きるため、農作業が出来にくい状況でした。そこで、鮎原下集落以外にも近隣の中邑集落・鮎原上集落からの加入の意思を受け、平成24年関係者全員の合意形成を図り農地基盤整備事業による農地集積と水路整備に対して要望書を提出するまでに至りました。

発足から10年、令和2年11月土地改良区の設立を図り、令和3年度には実施設計、令和4年度から工事が開始できるところまで来ました。



写真：鮎原小学校上空から東へ、相原地区を一望（整備前の状況）

完成後のほ場作付けに向けて、令和3年2月には「農事組合法人大宮相原ファーム」を設立、10月には認定農業者になりました。また、みらいの集落応援事業やスマート化促進機械整備事業を活用して大型機械や省力化機械の導入も図れました。相原地区の地域農業を守っていく上で、定年後の再就職先として、また新規就農者支援受け入れ先として事業を展開していきたいと考えています。

## 6 主な事業制度の紹介

### (1) 経営体育成基盤整備事業（国：農業競争力強化農地整備事業）

#### 1) 事業内容と事業主体

ア ①区画整理（ほ場整備）、②暗渠排水、③農業用排水施設整備、④農道整備、⑤客土の2つ以上を併せ行う基盤整備（①、②は単独実施可能）

イ 事業主体：県

#### 2) 主な採択の要件（下記ア～ウのすべてを満たすこと）

ア 受益面積の合計が20ha以上（中山間地域は10ha以上） ※中山間地域でも20ha以上を優先の方針

イ 事業完了時、担い手への農地集積率が50%以上

ウ イに加え、事業前の農地集積率に応じた下記集積率等を達成すること 等

この他、事業計画が県農林水産ビジョンの方針に合致しているか等の審査を受けます。

#### ●農地集積率の要件

現況の集積率	計画集積率	現況の集積率	計画集積率
40%未満	50%以上へ	55%～90%未満	5%以上引き上げ
40%～50%未満	10%以上引き上げ	90%～95%未満	95%以上へ
50%～55%未満	60%以上へ	95%以上	集積率の増加

#### 3) 工事費の負担率区分

地域	国	県	市	地元
一般地域	50%	27.5%	10%	12.5%
中山間地域	55%	27.5%	10%	7.5%

#### 4) ほ場整備に伴う土地利用調整や農地利用集積を促進するための促進費（中心経営体農地集積促進事業）

ア 区画整理に伴う土地利用調整や農地利用集積を促進するため、担い手への農地利用集積率及び集約化率に応じ、市に対して補助を実施

イ 事業主体：市

ウ 補助額：工事に対し、下記表の率を乗じた額

集積率	集積加算	集約化*加算	集積加算+集約加算
85%以上	8.5%	4.0%	12.5%
75%～85%未満	7.5%	3.0%	10.5%
65%～75%未満	6.5%	2.0%	8.5%
55%～65%未満	5.5%	1.0%	6.5%

※集約化とは、中心経営体に集積する農地の80%以上を集約（団地化）すること

エ 促進費の使途：農地の集積・集約化を目的とした、①整備事業の地元負担借入金の償還費、②農地集積・集約化を加速するための通年施工に係る調整経費、③ほ場の均平、暗渠排水の機能保全等のための機械器具費 等

注）R4.3時点の事業制度に基づいて作成しています。また、採択要件等は主な項目のみ記載しています。

## (2) 農地中間管理機構関連農地整備事業

負担金なし\*で  
ほ場整備が可能に！

土地改良法が改正され（H29.9 施行）、農地中間管理機構に貸した農地を対象に、県が事業主体となり、農地所有者・耕作者の負担金なしで、ほ場整備を実施できる事業制度「農地中間管理機構関連農地整備事業」が新設されました。

※換地に伴う清算金や土地改良区の賦課金は別途必要です。

### 1) 事業内容

- ア 区画整理（ほ場整備、農地の大区画化など）
- イ 農用地造成（水田の畑地化など）

早いうちに集落で話し合っ  
て農地中間管理機構に貸し  
ておけばほ場整備に取り組み  
やすいね。



### 2) 事業主体

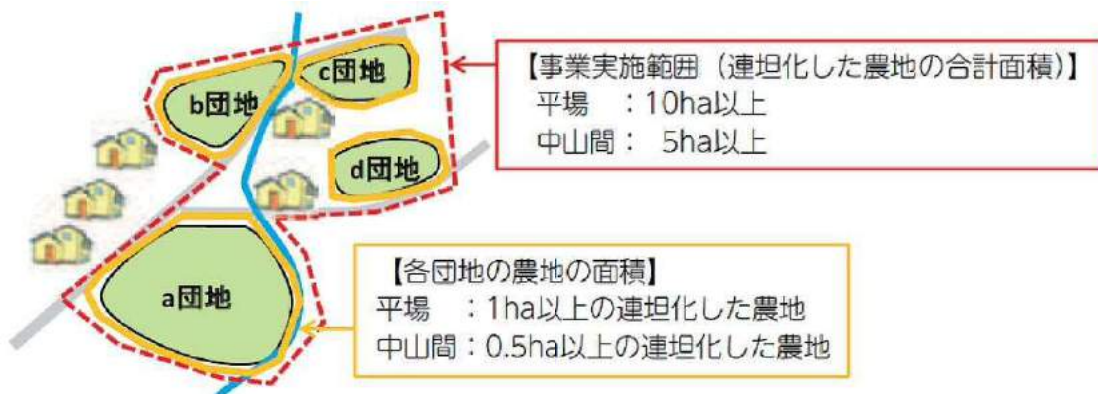
県

### 3) 主な採択の要件（下記ア～オのすべてを満たすこと）

ア 事業対象農地の全てを農地中間管理機構に貸すこと

イ 事業対象農地面積が 10ha 以上（中山間地域は 5ha 以上）であること  
かつ、事業対象農地を構成する各団地は 1ha 以上（中山間地域は 0.5ha 以上）の連坦化  
した農地であること

※実施にあたっては 20ha 以上の地区を優先する方針



ウ 農地中間管理機構への貸付期間が 15 年間以上であること

貸付期間は、ほ場整備の標準的な事業期間として 5 年間と事業後の営農期間 10 年間を合わせて、事業採択前年度から 15 年間（以上）となります。

なお、所有する全農地（10a 未満の自作地を残した全農地）を農地中間管理機構へ 15 年間以上貸付けた場合、固定資産税が 5 年間 1/2 に軽減されます。

※税の軽減を受けるためには要件があります。詳しくは市税務課にご確認ください。

エ 事業対象農地の 8 割以上を担い手に集団化すること

また、担い手への事業対象農地の集積率及び集約化率が 50% 以上向上すること

※50%以上向上しない場合は、別途要件が課されます。

#### ●整備された農地（15 筆）の利用イメージ

D	E	A	A	B
C	B	C	A	B
C	C	C	B	B

集団化した農地で営農できれば大幅に  
作業効率がアップするね！



担い手：A、B、C  
非担い手：D、E

$$\text{担い手への集団化率} = \frac{12\text{筆}}{15\text{筆}} = 0.8 \geq 8\text{割}$$



才 事業実施地域の収益性が20%以上向上<sup>\*</sup>すること

※販売額が20%以上向上、又は生産コストを20%以上削減すること。ただし後者の場合、別途要件が課されます。

この他、事業計画が県農林水産ビジョンの方針に合致しているか等の審査を受けます。

(4) 転用防止措置

ア 農用地区域からの除外は農地中間管理権の存続期間(15年以上)が満了している場合に限り可能です

イ 所有者が農地中間管理権を途中解除した場合には、特別徴収金を徴収されることがあります。

あと10年も農業を続ける自信がなかったので、農業投資に乗る気ではなかったけど、負担金なしに整備して次の代につなげられるなら、わしらの代でやるしかないな。



(5) 事業費の負担区分

国	県	市
62.5%*	27.5%	10%

※推進費を含む補助金額の合計

注) R4.3時点の事業制度に基づいて作成しています。また、採択要件等は主な項目のみ記載しています。

農地中間管理事業とは？

(公社)ひょうご農林機構が「兵庫県農地中間管理機構」として、農地を借り受けて、まとまりのある農地を担い手に貸し付ける事業制度です。

本事業は、農地の有効活用を図ることを通じて、農業経営の効率化や農業者の所得向上、さらには農村地域の活性化、健全な維持発展を目指すことを目的としています。

農地を貸したい農家は、公的機関である「兵庫県農地中間管理機構」に農地を預けることで安心して農地を貸すことができます。また、要件を満たせば、貸し付けた人や地域に「機構集積協力金」が交付<sup>\*</sup>されます。 ※R5以降に交付が続くかは未定

農地を借りたい農家は、集積・集約された農地を長期に安定して借入でき、効率的、安定的な農業経営ができます。また、農地所有者が多数いたとしても契約や賃借料の支払いは機構とだけ行うので、事務が軽減されます。

農地中間管理事業とは



### (3) 農地耕作条件改善事業

#### 1) 事業内容と事業主体

- ア ①区画整理（ほ場整備）、②暗渠排水、③農業用排水施設整備、④農作業道整備、⑤土層改良、⑥農用地の保全、⑦調査・調整（農家意向等に関する調査・調整活動）  
イ 事業主体：市等

#### 2) 主な採択の要件（下記ア～エのすべてを満たすこと）

- ア 事業費（工事費）が200万円以上  
イ 受益者数が農業者2人以上  
ウ 農地中間管理事業を重点的に実施する区域であること  
エ 農地中間管理機構との連携概要を策定していること  
この他、事業計画が県農林水産ビジョンの方針に合致しているか等の審査を受けます。

#### 3) 事業費の負担率区分

工種	地域区分	国	県	市・地元
①区画整理、②暗渠排水、 ⑤土層改良、⑥農用地の保全	一般地域	50%	14%	36%
	中山間地域	55%	14%	31%
③農業用排水施設、④農作業道	一般地域	50%	14%	36%
	中山間地域	55%	14%	31%
⑦調査・調整	全地域	定額	—	—

#### 4) 農地集積・集約を推進するための助成（農地整備・集約協力金交付事業）

- ア 農地中間管理機構等による担い手への農地集積や集約化を推進するため、担い手への農地集積・集約率に応じて地元負担を軽減する協力金を交付する。  
イ 事業主体：市等  
ウ 要件及び集約協力金

要件	農地集約率	交付率
・農業者3人以上、面積10ha未満（中山間地域5ha未満） ・過去に国費が投入された基盤整備事業の完了地区に内在又は隣接する未整備農地であること ・全ての事業対象農地について、 ①農地中間管理権を15年以上設定、 ②目標年度までに担い手に集積・集約すること等	100%	12.5%
・事業対象農地を借り受ける担い手は、借り受ける面積以上の経営面積を有していること（ただし新規就農者にあつてはその限りではない）	90%以上	8.5%
・事業申請日から5年以上、農地賃借権を無償又は物納すること ・本協力金と経営転換協力金を重複して交付しないこと	80%以上	5.0%

### (4) 農業基盤整備促進事業

上記(3) 農地耕作条件改善事業から農地中間管理事業に関する採択要件がなくなる一方、協力金や調査・調整（定額）のメリット措置を除いた事業

注）令和4年3月時点の事業制度に基づいて作成しています。また、採択要件等は主な項目のみ記載しています。

## 7 ほ場整備でよくある質問

### (1) ほ場整備事業とは？

「土地改良法」に基づいて実施される農業生産基盤の整備等に関する事業です。事業実施に当たっては、耕作者等の事業参加者が事業を発意し、事業内容や整備する区域などの計画を決め、事業参加者の同意を得たうえで、所定の手続きを行い実施するものです。

### (2) ほ場整備はどれくらい進んでいるの？

淡路地域の農振農用地のうち水田面積(7,310ha)に対するほ場整備率は、令和2年度末時点で47.4%(整備面積3,462ha)です。兵庫県内の農振農用地のうち水田面積(56,200ha)に対するほ場整備率は、令和2年度末時点で78.5%(整備面積44,090ha)。

### (3) 事業は、だれが実施するの？

事業を主体的に進めるのは事業参加者の方々です。設計や工事は、事業参加者からの申請を受け、事業規模に応じて県や市等が実施します。また、換地などの土地の権利関係の整理は、事業参加者が中心となり、専門家の助言のもとに実施します。

### (4) 整備に必要な受益者の負担金の目安は？

ほ場整備に必要な費用は、①工事費のほか、②工事前の調査計画費、③工事後の営農計画実現に向けた機械経費など様々な経費が必要になります。

- ① 工事費：10アール当たり概ね30～53万円が目安(10ページ参照)
- ② 調査計画費：R7までは全額100%補助(9ページ参照)

### (5) 地元負担金の軽減や借入はできるの？

地元負担金の軽減には、促進費(14ページ参照)を借入金の返済に充てることもできるので、受益者負担金を軽減することができます。また、負担金は、農林漁業金融公庫から低金利での借入が可能です。

### (6) 整備後に農地を転用できるの？

事業完了後、少なくとも8年間は農地転用できません。その後も、各種法令により、原則転用できません。さらに、公費を投じた財産の処分期間に転用することとなった場合、補助金の返還が生じる場合があります。計画時に将来の土地利用を十分に話し合っておきましょう。

### (7) ほ場整備をして、道路や河川、農家住宅等の用地をどうやって生み出すの？

事業参加者の現況農地から、同意のもとで面積を減らすことによって、新たに農地以外の用地を生み出すことができます。必要な用地を生み出すための方法には、①事業参加者からの申し出等により農地面積から少しずつ減らす方法、②ほ場整備後に農地の所有を望まない人の農地面積から減らす方法等があります。換地の面積増減に対しては、金銭で清算(徴収又は取得)します。

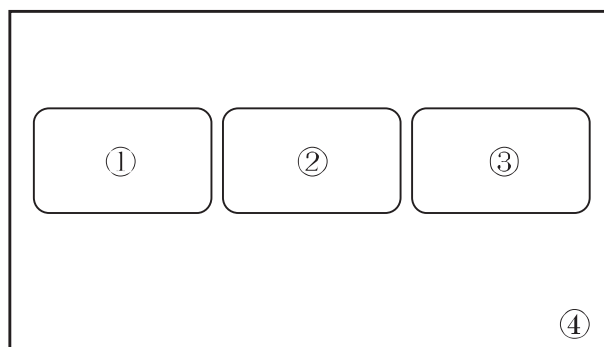
## ほ場整備に関する問い合わせ先一覧

事務所名・市役所名	住所	電話番号
淡路県民局 洲本土地改良事務所 農村計画第1課	〒656-0021 兵庫県洲本市塩屋2丁目4-5	0799-26-2116
洲本市役所 農地整備課	〒656-8686 兵庫県洲本市本町3丁目4番10号	0799-24-7639
南あわじ市役所 農地整備課	〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1	0799-43-5225
淡路市役所 農地整備課	〒656-2292 兵庫県淡路市生穂新島8番地	0799-64-2190

農地・水・環境を“まもり”、“いかし”、  
未来へと“つなぐ”「土地改良事業」。

「土地改良事業」には、  
「ほ場整備事業」のほか、「農業用排水施設整備事業」や  
「暗渠排水対策事業」、「ため池整備事業」等があります。

表紙写真の紹介



- ① 淡路市 山田地区
- ② 洲本市 塔下地区
- ③ 南あわじ市 新田地区
- ④ 南あわじ市 市西地区

令和4年3月発行

発行・編集：洲本土地改良事務所

電話番号：0799-26-2116